

様式第三号(第二十五条関係)

生活困窮者自立支援検査証		第	号
写真	官 職 又は職名		
	氏 名		
	生年月日		
	生活困窮者自立支援法第二十一条第三項に定める当該職員であることを証する。		
	令和 年 月 日 交付	印	
	都 道 府 県 知 事		
	市（区）町 村 長		

(裏面)

生活困窮者自立支援法(抄)	
(報告等)	
第二十一条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。	
2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。	
3 第一項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
注意	
1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
2 この検査証は、職名の異動が生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。	

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。